

令和4年7月吉日

【重要案内】

会員各位

株式会社JU岐阜羽島オートオークション

### 適格請求書発行事業者登録番号のご依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が導入されます。

税務署に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(いわゆるインボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。

オートオークションでは会員様どうしが直接インボイスを交付する仕組みではないため、オークション会場が会員様の「適格請求書発行事業者登録番号」を把握することによりオークション計算書がインボイスと認められることとなっております(媒介者交付特例といいます)。

つきましては、オークション取引を継続していただくために、会員の皆様の「適格請求書発行事業者登録番号」を弊社で把握する必要がございます。

お手数ではございますが、下記の案内に基づき、ご返信くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

株式会社JU岐阜羽島オートオークション 行き

(ご返信先FAX番号：058-398-5109)

令和 年 月 日

会員番号：	会社名：
住所：	
電話番号：	ご担当者名：
適格請求書発行事業者登録番号	T <input type="text"/>

**お願い：貴社の登録番号が記載された「適格請求書発行事業者登録通知書の写し」**

**または「国税庁公表サイトの写し」を本依頼書とともにご返信をお願いいたします。**

※ 「適格請求書発行事業者登録番号」をご連絡いただけない場合は、令和5年10月1日以降のオークションにご参加できなくなりますのでご了承ください。

「適格請求書発行事業者登録番号」の取得方法につきましては所轄税務署にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページよりご確認ください。

＜本件についての問い合わせ先＞ 総務経理課 福室・春田 (TEL : 058-398-5303)